

## 淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領

特例再任に関わる改正案（抜粋）

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所

## 淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領

### 第2章 淀川管内河川レンジャー

（河川レンジャーの任期）

第17条 新任の河川レンジャーは、任命から1年を達した日以後における最初の3月31日までを任期とし、これを試行期間とする。

2 再任の河川レンジャーは、再任された年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間を任期とする。

3 センター河川レンジャーの任期は定めのないものとする。

4 事務所長は、任期満了により退任する河川レンジャーに対し、その貢献を讃えるため、感謝状を贈呈する。

（河川レンジャーの再任）

第18条 河川レンジャーは、2回を越えて再任されない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、1回に限り特例として再任されることができ。以下「特例再任」という。）

（1）地域住民との意見交換を通じて河川との関わりを定着させる役割を担っている者又は担うことが十分に期待できる者

（2）所属する運営会議において、他に同等の活動を担う河川レンジャーが存在していない者で継続することが不可欠な活動を行っている者

（3）河川レンジャー全体の運営に尽力している者又は尽力していただく必要がある者

2 運営会議事務局は、任期が満了となる河川レンジャーに対して、任期が満了となる年の1月末日までに再任の意志を確認しなければならない。ただし、前項ただし書きの特例再任にあたっては、代表者会議が再任を決定した河川レンジャーに対して、任期が満了となる年の1月末日までに代表者会議事務局が再任の意志を確認しなければならない。

3 1回目の再任の意志が認められた新任の河川レンジャーは、運営会議において試行期間の活動状況から、継続が妥当であると認められたときは再任する。

4 2回目の再任の意志が認められた河川レンジャーは、運営会議において再任の可否の審査を行い再任が決定したときは再任する。

5 第1項ただし書きの特例再任は、運営会議が再任の必要性を審議したうえで推薦する者及び事務所長が推薦する者を対象とし、代表者会議が再任の可否の審査及び再任の決定を行い、その議に基づき、第2項ただし書きの確認を経て、運営会議が再任する。

6 前項の推薦は、各運営会議から1名、事務所長から5名を限度とする。

7 運営会議は、再任を行ったときは、事務所長及び代表者会議に報告するものと

する。

## 第4章 河川レンジャー運営会議

(運営会議の組織)

第38条 運営会議の委員は、前条第1項各号に規定する委員の構成に基づいて、事務  
所長が委嘱する。

- 2 前条第1号の委員は、事務所長が選任する。
- 3 前条第4号の委員は、事務所長が自治体の長又は河川担当部局等に選任を依頼  
する。
- 4 委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。ただし、河川レンジャーは、第1  
7条各項に規定する任期に準じる。
- 5 事務所長は、委員から辞任の申し出があったとき又は委員がその任務を遂行す  
ることが適当でなくなつたと認めるときは、前項の任期にかかわらず、解嘱する  
ことができる。この場合、事務所長は、遅滞なく後任の委員を委嘱するものとす  
る。
- 6 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの前任者又は現  
任者の任期の残存期間とする。
- 7 委員は任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を  
継続する。
- 8 運営会議に代表者を置き、前条第1項第1号の委員から、委員の互選によりこ  
れを定める。
- 9 運営会議に河川レンジャー代表を置き、前条第1項第2号の委員から、委員の  
互選によりこれを定める。ただし、第18条第1項ただし書きの特例再任の2年  
目に該当する河川レンジャーを選任することはできない。
- 10 代表者及び河川レンジャー代表の任期は、選任された年の4月1日から翌年  
の3月31日までの1年間とする。ただし、再任は妨げない。
- 11 運営会議の議事進行のため、座長を置くことができるものとし、委員の互選  
によりこれを定める。
- 12 代表者は、会務を総理する。
- 13 代表者に事故があるときは、代表者があらかじめ指名する委員又は座長がそ  
の職務を代理する。
- 14 河川レンジャー代表に事故があるときは、河川レンジャー代表があらかじめ  
指名する河川レンジャーがその職務を代理する。
- 15 前条第1項第4号の委員については、運営会議への代理出席を認めるものと  
する。
- 16 運営会議は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過  
半数をもって議決する。ただし、第16条第1項に規定する河川レンジャーの解

任を審議するとき、第18条第3項に規定する河川レンジャーの再任の妥当性を確認するとき、第18条第4項に規定する河川レンジャーの再任の可否を審査及び再任を決定するときは、第37条第1項第2号及び第3号の委員は、議決権を持たないものとする。

#### 附 則

この要領は、平成16年12月10日から施行する。

改正 平成18年3月8日

改正 平成19年3月23日

改正 平成21年2月4日

改正 平成22年3月25日

改正 平成22年9月5日